

# 規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第七十四号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表七六の項中「三八・四四」を「六〇・九三」に、「二七二」を「二五六」

に改め、同表九八の項中「三一」を「三〇」に改め、同表九九の項中

「四」を「二」に改め、同表一一一の項中「七」を「六」

「」に改め、同表一二二の項中「一二」を「一一」に改め、同表一

二三の項中「八」を「七」に改め、同表二二四の項中「四〇

・七七」を「五七・一六」に、「一六八」を「六八」に改め、同表二九六の項中「二三」を「一九」に改める。

第二条 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中一一一の項を削り、一一二の項を一一一の項とし、一一三の項から三三四の項までを一項ずつ繰り上げる。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。